

社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、各種委員（以下「役員等」という。）に対する、報酬及び費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬適用範囲)

第2条 この規程において、報酬を支給する役員の種類は次に掲げる役員をいう。

(1) 会長

(報酬の額)

第3条 会長の報酬については、法人運営に係る業務のため、次の額を支払う。

(1) 月額 85,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の計算、支給方法については、本会旅費規程を準用する。

4 前項に掲げる宿泊料について、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊地の宿泊料が定額を上回るときは、一定の条件のもとに実費を支給する。

5 役員（会長を除く）等が招集に応じて出席したときは、同3項の旅費規程にかかわらず1日につき、次のとおり支給する。

区 分	費用弁償の額
副会長・理事・監事・評議員	2,000円
監事（監査会）	2,500円
各 種 委 員	2,000円

(役員以外の者に対する費用弁償)

第5条 役員以外の者が、本会の依頼又は要求により旅行した場合は、前条に準じ費用を弁償することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（第2条一部改正）

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。（第2条一部改正）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第2条第5項一部改正）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（第2条第5項金額の改正）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(規程名の一部改正、第2条、第3条関係追加)